

平成 22 年 6 月 9 日現在

公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第 40 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 36 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」及び実務対応報告公開草案第 32 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い（案）」（平成 22 年 4 月 2 日公表）

2. コメント募集期間

平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 5 月 31 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」、改正企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び改正実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成 22 年 6 月末）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL02	新日本有限責任監査法人 品質管理本部 業務監理部門
CL03	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL04	社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL05	あらた監査法人 品質管理部 アカウンティング・サポートグループ

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	No.	コメントへの対応（案）
総論			
1) 方向性について賛成	コンバージェンスに資することから同意する。		
	本会計基準等は、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」が公表されたことに伴う所要の改正であり、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも妥当と考えられるため、本公開草案を支持する。		
各論			
2) ガイダンスを検討すべき	適用指針第 22 項において、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、自己株式方式を用いる際に、ストック・オプションの権利の行使により払い込まれると仮定された場合の入金額には、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めるとされているが、具体的に潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、どのように考慮されるべきか、具体的な設例を追加することを検討していただきたい。		
	子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合とは具体的にどのようなものがあるか例示をあげて記載いただきたい。		
3) 貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いについて	<p>貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合、特に会社法の計算書類作成日の後、金融商品取引法の財務諸表作成日までに株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いについて明確にすべきである。</p> <p>（理由） 上記の場合において、会社法計算書類及び金融商品取引法それぞれを作成する日までに反映するか、あるいは会社法に基づく計算書類の作成日後に発生した事項については、金融商品取引法の財務諸表において、1 株当たり情報自体は修正せず、開示後発事象として注記するかが</p>		

審議事項(4) - 1

論点の項目	コメントの概要	No.	コメントへの対応(案)
	問題となる。EPS 専門委員会においては、前者を採用すべきという議論がなされていたが、その場合、会社法計算書類と金融商品取引法の財務諸表で異なる 1 株当たり情報が開示されることになる。こうした場合の取扱いについて、会計基準等において明確にすべきと考える。		
4) 適用初年度の取扱いの明確化について	<p>今般の会計基準等の改正は、会計基準等の改正に伴う「会計方針の変更」に該当するのか、あるいは「会計方針の変更」には該当せず、「追加情報」として注記すれば足りるのか、明記する必要があると考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>平成 14 年度の本会計基準適用時には、会計方針の変更として取り扱われたが、昨今の開示にのみ関連する会計基準等の適用においては、追加情報として取り扱われていることから取扱いを明記すべきである。</p>		
その他			
5) 国際会計基準と日本基準間に存在する他の差異について	公開草案では、1 株当たり当期純損失の場合は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は開示しないことになっているが、国際会計基準では開示を求められているため、開示する方向で検討すべきである。		
5) 国際会計基準と日本基準間に存在する他の差異について	公開草案で求められている 1 株当たり純資産の開示は、国際会計基準では求められていないため、開示の意義について議論した上で、削除することも検討すべきである。		
6) 累積型優先配当株式がある場合の取扱いについて	<p>普通株式で決済するか現金で決済するかを選択できる契約についての取扱いが国際会計基準には存在する(IAS 第 33 号 58-61 項)が、本邦基準には存在しないため、追加する方向で検討すべきである。</p> <p>累積型配当優先株式が存在する場合、1 株当たり当期純利益に関する会計基準の 46 項のなお書に、「～ 過年度の不足額は、過年度の 1 株当たり当期純利益の算定において既に反映されている。～」と規定されているが、どのように反映されているのかは明確ではない。この点、当期の 1 株当たり当期純利益の算定にあたって、留保利益がない場合であっても、当期の損益計算書上の当期純利益から、当期に係る優先配当要支払額を控除(純損失の場合は加算)する必要があることを明確にしていきたい。</p> <p>なお、国際的な会計基準のうち、国際会計基準には明確に記載されていないが、米国会計基準では、当期純利益から累積的優先配当株式の累積配当額(受取の有無に関係なく)を引いて</p>		

審議事項(4) - 1

論点の項目	コメントの概要	No.	コメントへの対応(案)
	計算するとされており、「純損失」の場合には、損失額は優先株式配当により増加する(FASB Accounting Codification260-10-45-11)旨が明示されている。		
7) 記載場所について	<p>適用指針第 33 項の内容は、子会社等が発行する当該会社の潜在株式の権利行使を仮定し、その仮定に基づく親会社の持分比率の変動による連結上の当期純利益への影響を潜在的株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたって考慮することを定める項目となっているところ、子会社等の発行する親会社の潜在株式の権利行使を仮定したとしても、「親会社の持分比率が変動」する場合には該当せず、このため、この箇所に子会社等の発行する親会社の潜在株式の取扱いを定めることは適当ではないと考えられる。</p> <p>したがって、当該箇所の改正ではなく、親会社の潜在株式には、親会社自身が発行するものだけでなく、子会社等が発行するものも含まれる旨を、潜在株式の説明として会計基準の適当な箇所(会計基準第 9 項や第 20 項等が考えられる。)に記載するように改正する方が適当のように思われる。</p>		

以上